平成２２年（フ）第１４号
徳島県三好市池田町白地大和川159番地
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２８２号
愛媛県松山市高岡町403番地23
債務者　村上小夜子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
愛媛県今治市小泉２丁目２番14号
債務者　武内美津子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６７号
愛媛県西予市宇和町小野田371番地２
債務者　渡邊　一俊
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６５号
福岡県飯塚市椿376番地
債務者　佐竹　紀寿
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８２号
福岡県飯塚市伊岐須435番地１　レオパレスアール116号
債務者　池口幸次朗
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８５号
福岡県飯塚市菰田西３丁目11番９号、前住所福岡県飯塚市片島３丁目17番26号
債務者　大石　　憲
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２０２号
北九州市八幡東区帆柱２丁目４番32号
債務者　岩井美智子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３７８号
北九州市小倉北区朝日ケ丘16番１―101号
債務者　高橋　一彰
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７０号
北九州市若松区東二島３丁目５番４―402号
債務者　玉田　靖繪
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６０号
北九州市小倉南区葛原本町３丁目12番20号
債務者　土井　有二
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７０号
北九州市八幡東区清田４丁目14番13号
債務者　やきとり大吉小嶺店、千代のやきとりあいよこと　山﨑　龍次
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５７１号
北九州市八幡東区清田４丁目14番13号
債務者　やきとり大吉小嶺店、千代のやきとりあいよこと　山﨑　和美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２号
佐賀県唐津市新興町2915番地　メゾンドエピス801号
債務者　藤田　靜雄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２９６号
大分市大字羽田1045番地の１　プレミール８番館103
債務者　井上　亮二
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１２号
大分市大字野津原1718番地
債務者　相沢　節子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２号
大分県日田市大字北豆田1331番地６上城内コーポ２号
債務者　梅野　飛鳥
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１０２号
宮崎県小林市堤2264番地　第一平之上101号
債務者　弘岡　研二
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部